

令和5年5月8日

議員各位

茨城県議会議長 石井 邦一

「議員が新型コロナウイルスに感染した場合の基本的な対応等について」
及び「議員が新型コロナウイルスに感染した場合の公表の取扱いについて」
の廃止について

本県議会では、議員が新型コロナウイルスに感染した場合には、「議員が新型コロナウイルスに感染した場合の基本的な対応等について」（別添1）及び「議員が新型コロナウイルスに感染した場合の公表の取扱いについて」（別添2）に基づき、事務局への速やかな連絡のお願いや議員の氏名等の公表など対応してまいりました。

今般、新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の2第3項に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなりましたので、本県議会におけるこれらの対応等については令和5年5月8日に廃止いたします。

なお、今後の基本的な感染対策については個人の判断に委ねることが基本となりますが、手洗いの励行や混雑時などの場面に応じたマスク着用については、引き続きご留意願います。

※ 本県における「新型コロナの「5類移行後」の対応」（令和5年4月27日知事記者会見資料）を参考までに添付（別添3）します。

令和2年4月21日
茨城県議会

議員が新型コロナウイルスに感染した場合の基本的な対応等について

議員が新型コロナウイルスに感染（陽性）したと診断された場合、保健所の指示・指導に基づいて必要な対応を行う必要があるが、茨城県議会における基本的な対応等については、次のとおりとする。

1 感染者が発生した場合における対応等

(1) 新型コロナウイルスに感染した場合の連絡等

議員本人が新型コロナウイルスに感染し、又は濃厚接触者であることが明らかとなったときは、直ちに議会事務局総務課にその旨を連絡するものとする。

(2) 確認事項等

議会事務局総務課は、議員本人から感染等の連絡を受けたときは、次の事項について確認するものとする。

- ・ 感染者又は濃厚接触者の氏名
- ・ 感染者又は濃厚接触者となったことが明らかとなった日時
- ・ 発病した日又は濃厚接触者となった日
- ・ 議事堂内における滞在や活動の状況、立ち寄った場所などの詳細
- ・ その他必要な事項

(3) 確認結果等を踏まえた対応

議会事務局総務課は、確認結果等を踏まえ、次のとおり対応するものとする。

- ・ 正副議長及び各会派代表への連絡
- ・ 確認結果等から、新たな感染を防止するため必要と判断される場合には、議事堂内の施設使用の制限や消毒等を実施（緊急対応）
- ・ 保健所の調査（濃厚接触者の特定、消毒場所の確定）に協力

2 茨城県議会災害対策会議の開催

- 議員本人の感染が確認された場合であって、議長が必要と判断するときは、速やかに茨城県議会災害対策会議を開催するものとする。
- 茨城県議会災害対策会議は、協議等の場の運営等について（平成21年1月9日議長決裁）に基づき、感染に係る事実確認や接触者リストの把握等の情報収集等を行うとともに、記者発表の要否や議事堂内の消毒の実施等について、必要な協議を行うものとする。
※ できる限り接触機会が少ない方法（メール、電話、持ち回り等）による開催を検討

3 消毒の実施等

茨城県災害対策会議の結果を踏まえ、保健所の指示・指導に基づき、議事堂内の施設使用の制限や消毒の実施など、必要な対応を図るものとする。

※ 議会活動及び事務局業務再開に必要なスペースから優先して消毒し、又は議事堂内の他のスペースで代替して業務を実施する。

令和 2 年 4 月 2 3 日
議会事務局総務課

議員が新型コロナウイルスに感染した場合の公表の取扱いについて

1 公表の時期

公表は、議員の新型コロナウイルス感染が明らかとなった後、速やかに実施するものとする（目安：24時間以内）。

2 公表の方法

(1) 基本的な考え方

- 最初の感染事案については、議長による記者会見（局長同席）を実施する。
- 2例目以降の感染事案については、局長による記者会見を基本として、事案ごとに判断する。
※ 軽易な事案（県の記者会見の内容と同一の場合等）については、資料提供による対応を検討

(2) 記者会見の場所

議事堂内（中会議室等）

(3) 留意事項

- 議員の居住地が水戸市以外の場合
県（知事部局）が行う陽性判定に係る記者会見と調整の上、議会における記者会見を実施する。
- 議員の居住地が水戸市の場合
水戸市（中核市）が行う陽性判定に係る記者会見と調整の上、議会における記者会見を実施する。

3 公表する内容

(1) 県（又は水戸市）が行う陽性判定に係る記者会見の公表内容

年代、性別、居住地（市町村名）、最近の海外渡航歴、症状・経過、行動歴など

(2) 議員の氏名、所属会派名、選挙区

(3) 議事堂内における滞在や活動の状況、立ち寄った場所などの詳細

(4) 議会や会派における今後の対応等

※ (1)については、県が本人の同意を得て公表するものです。

◎ (2)及び(3)については、議会が本人の同意を得て公表するものではありませんが、議員は公職であり、多くの県民と接する機会があるため、県民の安全・安心の観点から、速やかな本人の同意を得たいと考えております。

現在（～5月7日）

5類移行（5月8日～）

外来
発熱患者等
の対応



対応

- 「診療・検査医療機関」（いわゆる発熱外来）を中心に対応

費用

- 新型コロナウイルスに関する費用（検査等）は、自己負担なし
- 初診料等は、自己負担あり

■ 広く一般的な医療機関で対応*

※自院での診療困難な場合には、当該医療機関が、診療可能な医療機関への受診を案内

受診前に医療機関に連絡し、
受診時はマスクを着用してください。

□ 医療費等の自己負担あり*

※新型コロナウイルス治療薬（ラゲブリオ、ゾコーバ等）の薬剤費のみ、自己負担なし

入院



対応

- 入院受入医療機関が受入れ

費用

- 医療費は、自己負担なし
- 新型コロナウイルス以外の費用や入院時諸費用等（差額ベッド代）は自己負担あり

■ 重症、中等症Ⅱ（酸素投与必要）の患者

➔ 入院受入医療機関が受入れ

■ 軽症、中等症Ⅰで入院を要する患者

➔ 入院受入医療機関に限らず受入れ

□ 医療費等の自己負担あり*

※高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円を減額した額が自己負担の上限

新型コロナの「5類移行後」の対応②

現在（～5月7日）

5類移行（5月8日～）

宿泊療養



対応

- 医師が入院不要と判断した患者は、宿泊療養施設に入所

■ 高齢者や妊婦の入所は継続

県ホームページから、申請してください。

費用

- 宿泊療養中は、自己負担なし

□ 食費の実費相当額の自己負担あり

自宅療養



対応

- 24時間体制で体調不良の相談対応
- 75歳以上の方などにパルスオキシメーターを貸出

■ 受診する医療機関に迷う場合

電話相談センター（029-301-3200）

■ 救急車を呼ぶか迷う場合

#7119（おとな）、**#8000**（子ども）

費用

- 自宅療養中に受けた新型コロナに係る医療費は、自己負担なし

□ 医療費等の自己負担あり

ワクチン接種



対応

- 対象となる方は、医療機関などで接種（予防接種法における特例臨時接種）

春接種：5月8日～

秋接種：9月以降（予定）

費用

- 自己負担なし（2024年3月31日まで）

新型コロナの「5類移行後」の対応③

| | 現在（～5月7日） | 5類移行（5月8日～） |
|------------|--|---|
| 薬局等での無料検査 | <ul style="list-style-type: none"> ● 感染不安を感じる場合※ ※発熱等の症状がある方を除く | <ul style="list-style-type: none"> ■ 終了 ※抗原検査キットの薬局での販売は継続 |
| 陽性者の行動制限 | <ul style="list-style-type: none"> ● 発症から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまで、外出自粛 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 発症から5日経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまで、外出を控えることを推奨 |
| 濃厚接触者の行動制限 | <ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、患者と接触があった日の翌日から5日間は外出自粛 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 不要 |
| イベント等の開催制限 | <ul style="list-style-type: none"> ● 収容率100%で開催するためには、感染防止安全計画の策定が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 撤廃 |
| 感染状況の把握、公表 | <ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関等の届出による全数把握※ ※自己検査等で陽性となった方が、登録センターにオンライン登録 ● 年代別の陽性者数を毎日公表 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 県内約120箇所、週1回の定点把握 ※陽性者情報登録センターは終了 ■ 定点当たりの患者数を、週1回公表 |